

県南広域振興局長告示第25号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和元年7月5日

県南広域振興局長 平野 直

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372500660	NPO法人輝き	訪問介護事業所ライフサポートかがやき	胆沢郡金ヶ崎町西根南町12番地	令和元年7月5日